

投資勧誘・悪質商法被害に遭わないために

広報 蒲生

5月号

発行：蒲生駐在所
(仙台東警察署内)
231-7171

① 投資勧誘被害

○こんな言葉がでたら詐欺と思い要注意！

「この株は上場確実！今買えば必ず儲かりますよ！」
「もし〇〇社の株・社債を買ってくれたら、あとで必ず高く買い取りますよ！」
「株や商品先物取引で出た損を取り返してあげますよ！その代わりに〇〇会社へ手数料を振り込んで下さい。」



② 送り付け商法被害

最近、商品の注文をしていないのに、突然業者から電話が来て「注文した商品を送る、証拠の録音もある、支払わないと法的手段を講じる」等と言って、契約をさせて健康補助食品等を送り付ける詐欺被害が発生しています。

◆◆被害にあわないために◆◆

- ・電話勧誘には絶対に応じないこと。また、注文していない商品が送られてきた場合は、受け取りを拒否し、すぐに家族や警察に相談しましょう。
- ・受け取ってしまった場合は、開封したり、商品を使用したりしないこと。
- ・受け取った日から14日間は、保管義務(引き取りを要求した場合は7日間)があり、経過すれば、自由に処分することができます。

警察官・警察職員募集開始！

警察官Aの募集が5月24日(金)から、県職員(大卒程度)の募集が5月17日(金)から始まります。受験申し込み書と試験内容等を詳しく記載した試験案内は、4月下旬から5月上旬の間に各警察署等で配布の予定です。詳しくは仙台東警察署、蒲生駐在所にお問い合わせください。



自転車安全利用五則を守りましょう！

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外です。
歩道と車道の区別があるところでは、標識で指定された場合を除き、車道通行が原則です。
- ② 車道は左側を通行しましょう。
後方から来る車にも注意しましょう。
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行しましょう。
歩道では、徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止するか、自転車を押して歩かなければなりません。歩行者に危険を与える違法走行が多いので特に注意しましょう。
- ④ 安全ルールを守りましょう。
・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
・夜間はライトを点灯
・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用しましょう。
児童・幼児の保護責任者は児童・幼児に乗車用ヘルメットを着用させましょう。また、大人も転倒や事故時に頭部を守るためヘルメット着用を努めましょう。



蒲生掲示板



本年4月1日付の異動で、蒲生駐在所に赴任して参りました中村隆(なかむら たかし)と申します。

痛ましい震災(津波災害)から2年程が過ぎたにもかかわらず、管内のバ

トルールを通じ復興の遅れを実感する日々の中、微力ながらも防犯や警戒活動に尽力して参る所存であります。

皆様方におかれましては、まだまだ大変な時期が続くこととは存じますが、前任の鈴木同様、今後とも地域の安全・安心のため、蒲生駐在所へのご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

蒲生駐在所長 中村 隆

